



大祓執中抄
人

特別
イ 4
3163
158(3)



貴
14
3163
158(3)



如此出波。天津宮事以氏。大中臣。

天津金木乎。本打切末打斷氏。千。

座乃置座尔。置足。天津管麻。

乎。本芍斷末芍切。八針尔。取辟。

氏。天津祝詞乃太祝詞事乎。宣礼。

大波執中少卷下

三十一

天津宮事と云。天照大神の天宮ゆく行し給ひ。神代
 の儀式の例アのまハ。此國めても大被を給ふ也。○大
 中臣の中臣ハ、中取臣ナカトリオミの畧也。と後釋ふ。○大字と添
 たりハ、天皇の御事みかゝるま。大某と云例の稱辭也。
 但この大字職みつきて云と。姓みつきて云との別あり。
 〃ハ職みつきていふ也。はく其職天子の大命を神
 祇小奏しつと。神と君との中を執持ち和ヤ事と掌る。故
 み大中臣といふ。かゝる姓みつきてハ。たゞ中臣との
 〃云く。大字を添まき理ちるを。續紀ハ神護景雲二
 年ハ。中臣清麻呂ハ大中臣氏を賜へる事見え。是と云

大中臣と云姓出來たる。その大中臣を〃たりミ混ふ
 べく。○天津金木の天津ハ。考ハ天津神事をぬ。尊
 て天津某といふ。〃と〃。下なりも是ハ准て知べし。金
 木ハ小木也。考後釋共〃ハ。本打切未打斷といふ。そ
 の小木の本と末とを切捨て。中の同一程なり所を。わは
 たり取并へて。置座ハ造る。所謂シモトツ栝案也。○千座乃置座ル云
 云ハ。金木を千座の置座ハ作す。其置座の上ハ。被物を置
 たり。〃の義み。栝案ハ種々の物を置たり。〃事
 を〃〃へる也。○天津菅麻の菅ハ水草也。此物其質の
 〃と清らなるゆゑハ。スガと云。即清スガの義也。麻ハソと訓

此一本曾一作後釋ふサヲの約ゆ緒なる物を何ハハ
 小名也。其サもマハ通ハはて麻をソと云て、某麻と書くハ
 麻ハひねと緒ハ用る物ゆ。即ハトも云ふ同ト。是ハて
 ソをサヲなることを曉るべし。何ハ麻字群載ハ従ふ
 今世社人の紙を千筋ハ切たるを束ねて身を打拂ふハ
 やがて此管麻の餘波めく。この被物ハあはれ。其身の
 穢を拂清ハひるが爲ふ。大中臣の自造設てもくる也。本ハ切
 断末切切といは是も本末をも捨て、中ハのよき所を取ハハ
 針ハ取裂也。ハ針をハ張ハひて。細ハ。○天津祝詞乃太祝詞事
 乎宣礼といふ太祝詞事ハ神代紀一書ハ乃使天兒屋命ハ

掌ハ其解除之太諄辭而宣焉とあり辭の事なるを其文後
 世ハ傳らばるを以て今知難し。或説ハ神ト小用るトホ
 指ハはとひんるを何ハ扱ハる説ハあり。あはれむおやつられし
 被ハとトといひたれ別なるものかれを被ハこられハ用
 らば
 如此久乃良波天津神波天磐門
 乎ハオシヒラキテアノノヤヘクモヲイツ
 推開氏天之八重雲乎伊頭乃
 千別尔千别氏所聞食武國津神
 チワキニチワキテキコシメサムクニツカミ

波ハ。タカヤマノスエ。ミシカヤマノスエ。ニノホリマシテ。高山之末短山之末尔上坐氏。

タカヤマノイホリ。ミシカヤマノイホリ。高山之伊穗理。短山之伊穗理乎。

カキワケテキコシノサム。搔别氏所聞食武。

天津神ハ天磐門を推開き立出給ひ。八重雲の隔たむる天路を道別チワキふちまきて。詔詞の聞ゆる所まぐ。天降聞ひ。召む。國津神ハ其社々より立出給ひ。山路を隠せる雲霧をかきまけ。高山短山の末まぐ登て。聞ひ召む。まぐ。

カクキコシノシテスノミマノミコトノミカ如此所聞食波氏皇御孫之命乃朝

トヲハシノテアノシタヨモノクニニツミトイ廷乎始氏。天下四方國尔罪止云

フツミハアラシトシナトノカセノアメノ布罪波不在止。科戸之風乃天之

ヤヘクモヲフキハナツコトノコトク。アシタノミ八重雲乎吹放事之如久朝之御

キリユフヘノミキリヲアサカセユフカセノフキハラフ霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃

事之如久。コトノコトク。オホツ 大津邊尔居大船乎。ベニヲルオホフネヨヘ

解放艦解放氏。トキハナチトモトキハナチテ。オホウミノハラニオシハナツコト 大海原尔押放事

之如久。ノコトク。ヲチカタノシケキガモトヲヤキカマノ 彼方之繁木本乎。燒鎌乃

敏鎌以氏打掃事之如久。トカマモテウチハラフコトノコトクノコルツミハ 遺罪波

不在止。アラジト。ハラヒタマヒキヨメタマフコトヲ 被給比清給事乎。

如此聞食氏波の氏波ハ。テハ たるも云々同く。遺罪波不

在へりる也。○皇御孫之命乃朝廷乎始氏云云ハ。開題

小い居る如く。百官ハ朱雀門ミカド小集て被を行ふ。是即

小朝廷ミカドとあり小當る。ミカトハ御門也。朱雀門の事也。此

處の被を始ミカド。都人ハ京職。國人ハ國廳郡廳ミカド。是

を行ふ。○科戸之風より打拂事乃如久ミカド。てハ罪を被ひ

やるの譬也。科戸ハ風神の名ミカド。を一説小近江の地名

と云。科戸のミカド。大津彼方佐久那太理等も。皆地

名也といへり。ミカドハ科戸ハ膽吹山麓小あり。大津ハ今

地名也。即風の事小用ひ。大津も。た。船の着く津ミカド。

ヤカ 彼方ハ山城の地名ヨク湖水の下里來る川添ハの
所也。神名式ハ山城国宇治郡彼方神社。まゝ神功紀ハ從
山背至荒道以屯河北云云。烏智箇多能阿邏々磨荒
廢遷まゝの万葉小大名兒をもちめ野へ源氏總角小を
らゝ人の恨を皆此地名也。それより後の歌ども小
もあり委く齋藤彦。○被給比清給事乎の事を種々の罪
磨う隨筆小見ゆ。事といふ事小同くて軽く添たる詞小非び。後釋云是を
罪事と見さ
れむ下の大海原尔持出奈武まゝ可々吞氏牟
をといへる小かちをび心をつけ見るべし

高山末短山之末ヲカヤマノスエミシカヤマノスエ與佐久那太理ヨサクナタリ

尔落多支都速川能瀬坐須瀬織ニオチタキツツハヤカハノセニマスマオリ

津比咩止云神大海乃原尔持出ツヒメノトイフカミオホウミノハラニモチイデ

武奈如此持出往波荒鹽之鹽乃八ナカカシモチイテイユハアラシホノシホノヤアヒニ

百道乃八鹽道之鹽乃八百會尔ホチノヤシホチシホノヤホアヒニ

座須速開都比咩止云神持可可マスハヤアキツツヒメトイフカミモチカカ

吞武氏如此久可可吞波氏氣吹戶坐ノミテカクカ、ノミテイブキトニマ

須ス氣イ吹フキ戶ト主ヲ止シ云ト神カミ根ネ國クニ底ソコ之ノ國クニ

尔ニ氣イ吹フキ放ハナチ軀テ如カ此ク氣イ吹フキ放ハナチ波テ根ネ國クニ

底ソコ之ノ國クニ尔ニ坐マス速ハヤ佐サ須ス良ラ比ヒ咩メ登ト云ス

神カミ持モチ佐サ須ス良ラ比ヒ失ヒウ軀シナヒニ

佐久那太理尔云云ハ廣瀬祭祝詞小山々乃自口狭久那
タリニクダミテラミツ
多利尔下賜水と有て後釋小佐ハ例の真ゆく真下垂也

とソへる如くをねども何處の山川みてもいそぐ詞也
されども朱雀門の被物をト部等大川道小持出て流し却
る其川水をゆくをたまふ落たきりとをソへる物か
今京の大川路ふハ難波まての間ふゆくをよりや云へ
き水勢の所无く奈良ふても廣瀬をとの如き山谷ふと
そ速川のありへたれど被物を流し都の川ふつぎ
し〜ぬハ或説の如く此大祓の文近江大津宮中製
られたる物なりゆき小彼都ふての被物を湖水小流し
却る小瀬田を経て宇治の方へ真下マクタり小落行きゆをい
へる也きりハ近江の朝よりハ淨御原藤原奈良今京と
あまの遷里かをまつれと文ハもとのまゝを用

給ふ。天智御代に撰られたる名文あり。ついでに戸令ふ
 凡戸籍恒留五比。其逐年者依次除。但近江大津宮、庚子年
 籍不除と有て、戸籍たふ此御代を代々の定規とせ
 られたる。其外大津宮の故實に依らざる事多かり。中
 央の御代の御事あり。其瀬田や宇治との間のさく垂水
 の落る所、即地名ふをてサクナトと云。後世サクラ谷
 と訛れ。神名式、近江國栗太郡佐久奈度神社、名神大、そ
 の頭注ふ、一名佐久良谷大明神と見ゆ。三代實
 録、貞觀元年正月、授從五位下佐久奈度神、從五位上、ま
 文徳實録、仁壽元年、詔以近江國散久難度神、列於明神
 と見えたる也。○瀬織津比咩の瀬織、後釋ふ瀬下、伊
 邪那岐神の於中瀬降、迦豆伎たきまや、古事記あり。意
 の御名也。かくて此神即禍津日神也。倭姫命世記、荒祭
 宮一座、皇太神、荒魂、伊弉諾大神所生神、名八十柱津日神

也。一名瀬織津姫咩神是也。と云。此禍津日神を瀬織
 中瀬降、つとき給ふ時、生ませるゆゑあり。よき初め
 へ、受取給ふ神を、彼中瀬下、黄泉の穢を先滌き始
 めたきへるふよ、當り、抑禍津日、世中の凶事を生
 引行ふ神なり。是は罪穢を後ひ滅び、始を、生
 滅り、表裏の違ひなり。如く、是は後の主意、
 有り、その先、後を行て、罪穢を清め流し、よき穢
 より起る禍津日の凶事を、又もとのよきへ返り、やる
 べき、これを先此神の大海原に持出給て、流し、此
 次に見えたる如く、次第に送るや、終に根國に至る
 凶事を、此神の受取て、本へ返り給ふ。表裏のた
 がひの如く、同事の來ると往とのひび、め、
 有り、味、後、の理の妙なりを、曉べ。○鹽
 乃八百會と、後釋ふ八百の鹽道の集會、所を云、方々
 の潮道より流來る潮の、ひび、處に集會て、海底に卷没

處也。○速関都比咩後釋云。この彼御禊段ミサキ坐る伊豆能賣神也。その伊豆イツ阿伎豆アキツの約たる御名ミナあ。即彼速秋津日子神。速秋津日女神と。同神也。秋アキの明の借字也。明との御禊ミサキ依て清まらるるの御名也。古事記水

戸神とありを。こ。お塩の八百會ヤフウお坐とつへる。甚く處たがひた共。是お深き義あり。その潮の八百會ヤフウ此頭國の海上の境あり。根國の方へ潮の没シヅメ往門口をぬ。是又彼方の水戸也。常より水戸へ川より海へ水の出る口。塩の八百會ヤフウ海より入る根國の方へ水の出る口をぬ。此方あり川より出る所と。彼方へ出る所のたぐひ。このあ。共お同く水門ミナトあり。古傳の趣の妙あり。夏かくのじ。○持可可吞とのかぶくと吞む事ゆ。可々ハ水を罪穢の水お交て。潮路よミナト八百會の黄泉の水門ミナトお卷マキ没るを吞し給ふも也。

は誠ハ吞給ふあは。水門お坐て罪穢の黄泉お歸入るるを掌給ふ神をゆ名お。かくいへる也。此神罪穢を吞給へる即頭國の清浄おをゆ名お。

秋津日と云ふ御名ありを。○氣吹戸主ハ神名式近江國阪田郡伊夫伎神社イフキこれ也。此神のねを。所イフキの山を伊夫伎山と云ハ。即彼佐久奈度神社の在る所を櫻谷と云ふ同ト後釋云。此神ハ倭姫世記イフキ多賀宮一座。豐受荒魂也。伊弉那伎神所生神名伊吹戸主イフキ亦名曰神直日大直日神と見え。多賀宮ハ伊勢外宮の別宮高宮也。是を豐受荒魂といへる。心得れ。伊吹戸主を直毘神也といへる。後世人ハ思ひもよるま。古傳説

佐須良比咩を後釋ふ。八千矛神の后。須勢理毘賣の事也。
宇伎由比而宇那賀氣理。互至今鎮坐也。とあり。ウナカケ
リハ海を翔り。黄泉入ませる。夏を皇と。いふも。此
詞ハ猶古事記傳の如く。頂ふ
手をつけて親しく。並居を云
ち。べし。さ。で。も。萬
葉集をり。歌み。并。も。ひ。

如此久失波。天皇我朝廷尔仕奉

留官官人等乎始。天下四方尔

自今日始。罪止云。布罪波不在

止。高天原尔耳振立。聞物止。馬牽

立。氏。今年六月晦日。夕日之降。乃

大祓尔。祓給比。清給事乎。諸聞食

止。宣。

耳振立云云ハ。馬ハ耳敏き畜也。かく。つ。へ。る。也。馬を
用る數ハ。上。ち。り。圖。み。出。せ。皇。其。馬。ハ。馬。寮。上。皇。是。を。出。ひ

放民部式ハ凡諸國大祓馬若無國造國者以正統買用と見えく國少く行ふ大祓も朱雀門儀も同じく馬を用
る也。○夕日之降乃云云の事も開題ハハヘリ。

ヨクニノウラヘトモオホカハチニモチマカリゲハ
四國ト部等。大川道尔持退出氏。

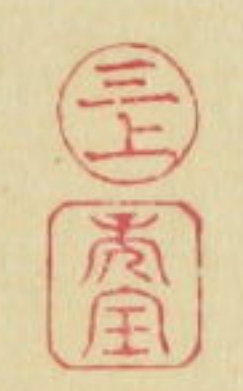
ハラヒヤレトノル
祓却止宣。

四國云云。後釋云。此一段ハ祓詞宣訖て。別ハト部小仰ハ
る詞也。考云。ト部解除の事を執るをれども。祓詞讀訖て。更
ハ其祓物を川邊ハ持出く流しやれや仰せ給ふ也。四國
中ハ後釋ハハハハ。如く。在京なりと。伊豆壹岐對馬との

四國也。大川道ハ。即佐久那度より大海へ流さゆ川の
事也。淀川を止せざるをるをれと。今京の式也。ハ加
茂川ハ桂川ハなる

大祓執中抄卷下

周防 橘久要謹校



發行

書林

同 江戸日本橋通壹丁目	須原屋茂兵衛
同 淺草茅町二丁目	須原屋伊八
同 日本橋通二丁目	山城屋佐兵衛
同 西國横山町三丁目	和泉屋金右衛門
同 芝神明前	岡田屋嘉七
同 京都二條通升屋町	出雲寺文治郎
同 肥前佐賀白山町	紙屋惣右衛門
同 大坂南久寶寺町	榎並屋小兵衛
同 心齋橋備後町	近江屋平助
同 心齋橋通南久寶寺町	伊丹屋善兵衛

